

平成14年4月19日制定（国空航第64号）

平成18年6月23日改正（国空航第241号）

## 航空局長

### 飛行禁止区域の飛行許可の事務処理基準

航空機が飛行禁止区域または飛行制限区域（以下「飛行禁止区域等」という。）を飛行する場合の航空法第80条ただし書の規定による許可事務について規定する。

#### 1. 許可の趣旨

航空法第80条ただし書に規定する許可は、航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空の航空機の飛行を原則として禁止または制限し、当該飛行が特定の飛行目的を達成するため真に必要やむを得ないものであり、かつ、安全上支障がないと認めて国土交通大臣が許可した場合に限り、例外的に禁止または制限を解除しようとする趣旨で設けられているものである。

#### 2. 申請

(1) 申請は、飛行しようとする飛行禁止区域等を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方局長」という。）に対し、航空法施行規則第173条の2に定める事項を記載した申請書により行わせなければならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、以下の場合には、ファクシミリ又は電話により申請させることができる。

- a 事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合
- b 事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合
- c 公的業務遂行のため緊急を要する場合
- d その他特に緊急を要する場合

電話による申請の場合にあっては、氏名、使用機材、飛行目的等を記録簿（第1号様式）に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。

(3) 申請書には、飛行計画の概要として、経路及び高度をできるだけ具体的に記載させるとともに、飛行禁止区域等内の予定飛行経路、緊急の利用可能な不時着地点及び当該予定飛行経路から利用可能な不時着地点に至

るまでの間における障害物件を図示した書面を添付させなければならぬ。

また、複数の航空機が同一の場所で飛行する場合には、各航空機間の間隔、進入、旋回及び離脱の方法等、安全の確保について関係操縦士間における調整状況を記載させること。

- (4) 申請があったときは、緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号を記載又は通報させなければならない。

### 3. 許可基準

飛行禁止区域等における飛行が、次に掲げる(1)及び(2)の基準に適合すると認められる場合に限り許可することができるものとする。

(1) 事故又は災害等に際して公的業務遂行のため運航する航空機、警備等のため警備当局が運航する航空機、自衛隊が運航する航空機、報道機関による代表取材のために飛行する航空機等、当該区域を飛行しなければ公益上の目的が達成されないことが明らかな場合であって、以下のa及びbの各項目について適合すると認められること。

- a 航空機の航行の安全上支障がない状態であることを確保するために必要な措置が講じられていること。
- b 国家的な行事の開催により設定される飛行禁止区域等においては、当該行事の主催者等の承諾をあらかじめ得ていること。

(2) 飛行禁止区域等内の予定飛行経路の高度が、緊急の際の不時着陸を行わざるを得ない場合に、地上又は水上の人又は物件に危険を与えることなく不時着陸できるものであること。（この場合、航空機の滑空比、飛行禁止区域等内の予定飛行経路から利用可能な不時着陸地点までの距離、飛行禁止区域等内の予定飛行経路から不時着陸地点に至るまでの間における障害物の位置及び高さ、発動機の性能等から高度を総合的に判断するものとする。）

### 4. 許可手続

- (1) 許可は、申請者に対し許可書を交付することにより行うものとする。
- (2) ファクシミリ又は口頭による申請を受理した場合は、(1)の規定にかかわらず、口頭により許可又は不許可の処分を行うことができる。ただし、口頭により許可を行う場合においては、速やかに申請者に対し許可書を交付するものとする。なお、口頭による申請を受理した場合は、記録簿（第1号様式）に処分結果を記録することとする。
- (3) 許可の処分を行う場合、許可の条件として少なくとも「航空機の安全又

は地上若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し又は新たに条件を付加することがある。」ことを付するものとする。

- (4) 申請を受理した管轄地方局長は、申請に対する処分結果を速やかに関係空港事務所長等に対し通知するものとする。
- (5) 不許可の処分を行う場合は、その旨を申請者に対し通知することにより行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成18年6月23日から適用する。

---

## 第1号様式

## 記録簿

## 1. 申請者

所属・氏名		
連絡先		通報者名

## 2. 航空機の型式ならびに国籍及び登録記号

--

## 3. 飛行の目的、飛行禁止区域又は飛行制限区域を飛行する理由

--

## 4. 飛行の日時

--

## 5. 飛行の経路及び高度

--

## 6. 不時着陸地点の状況

## (1) 不時着陸地点までの距離

--

## (2) 障害物の状況(位置及び高さ)

--

## 7. 操縦者の氏名及び資格

--

## 8. 同乗者の氏名及び同乗の目的

--

## 9. 複数の航空機が同一の場所で飛行する可能性の有無

無	有	(他機との調整状況)
---	---	------------

## 10. その他参考となる事項

--

## 11. 処分

月	日	時	分	許可番号	号
許可	・	不許可		担当者名	